

こども けんり 子どもの権利

しろいせいじんかいびょういん こうえきしゃだんほうじん にほんしょうにかがつかい いりょう こども けんしょう じゅんきよ
白井聖仁会病院は、公益社団法人日本小児科学会の「医療における子ども憲章」に準拠し、
「子どもの権利」を守り、医療にあたります。

1. ひと たいせつ にされ、じぶん いき けんり 人として大切にされ、自分らしく生きる権利

あなたは、びょうき しょう がい、ねんれい かんけい なく、ひと たいせつ にされ、あなたらしく生きる権利を持っています。

2. こ ひと ひと いちばん (こ さいぜん りえき) かんが けんり 子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考えてもらう権利

あなたは、いりょう ば であなたに かんけい することが決められるとき、すべてにおいて、しゅうい のおとなに「あなたにとってもっともよいことか」を だいいち かんが えてもらえる権利を持っています。

3. あんしん あんぜん かんきょう せいかつ けんり 安心・安全な環境で生活する権利

あなたは、いつでも じぶん すこ 健やかでいられるように、あんしん あんぜん かんきょう せいかつ で生活できるよう さいえられ 権利を持っています。もし、あなたが びょうき になったときには、あんしん あんぜん ば で、できるだけ ぶあん のないような ほうほう いりょう けあ (こころやからだの けんこう のために ひつよう せわ) を 受けられます。

4. びょういん かぞく たいせつ ひと けんり 病院などで家族や大切な人といっしょにいる権利

あなたは、いりょう を受けるとき、おとうさん おかあさん、またはそれに代わる ひと とできる 限り いっしょにいることができます。

5. ひつよう なことを おし てもらい、じぶん いし いけん つた けんり 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・意思・意見を伝える権利

あなたは、じぶん けんこう まも 守るためにすべての じょうほう について、あなたにわかりやすい ほうほう せつめい を受ける権利を持っています。そして、あなた じしん の ほうほう で、自分の 意思や意見をつた える権利を持っています、できるだけ その 気持ち・希望・意見の とおり になるように どりよく 努力してもらえます。

6. きぼう どのりにならなかったときに りゆう せつめい けんり 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利

あなたの 気持ち・希望・意見の とおり になることができない場合は、なぜそうなったのか、その 理由 などについて

わかりやすい説明を受けたり、その理由が納得できないときは、さらにあなたの意見を伝えたりする機会があります。

7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利

あなたは、病気や障がい、その他あらゆる理由において差別されることなく、あなたのこころやからだを傷つけるあらゆる行為から守られます。

8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利

あなたのからだや病気のことは、あなたにとって大切な情報であり、あなたのものです。あなたらしく生活することを守るために、あなたのからだや病気、障がいに関することが他の人に伝わらないよう守られます。

また、だれかがあなたのからだや病気、障がいのことを他の人に伝える必要があるときには、その理由とともに、伝えてもよいかをあなたに確認します。

9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利

あなたは、病気や障がいの有無に関わらず、そして入院中や災害などを含むどんなときも、年齢や症状などにあった遊ぶ権利と学ぶ権利を持っていて、あなたらしく生活することができます。

10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利

あなたは、必要な訓練を受け、技術をも身につけたスタッフによって医療やケア（気配り、世話など）を受ける権利を持っています。

11. 今だけでなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

あなたは、継続的な医療やケア（気配り、世話など）を受けることができます。また、自分の生活の場でさまざまな立場のおとなに支えてもらう権利を持っています。

2026年9月1日

医療法人社団 聖仁会 白井聖仁会病院